

浜松市新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書
に関する意見書

平成15年6月

静岡県

はじめに

浜松市新清掃工場建設に係る環境影響評価方法書について、現時点で計画されている事業内容を前提として、環境保全の見地から慎重に審査を行った。

事業者は、以下の事項について十分に検討し、適切に環境影響調査・予測・評価を実施し、環境影響評価準備書に明示するとともに、その結果を事業計画に反映させること。

また、環境影響評価の実施中に環境へ影響を及ぼす新たな事実が生じた場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

1 大気について

- (1) 焼却炉から排出される塩素、ベンゼン、トリクロロエチレン及び水銀等の重金属を調査項目に加えること。
- (2) 排出ガスによる周辺への影響について、拡散シミュレーションにより予測すること

2 騒音及び低周波空気振動について

低周波空気振動は、発生する恐れのある施設から最も近い敷地境界において調査を実施すること。

3 悪臭について

施設供用後の臭気濃度だけでなく、臭気強度も測定すること。

4 水質について

工事中の事業予定地からの排水の調査期間を1回採取としているが、降雨の多い時期と少ない時期、晴天時と雨天時というように数回測定すること。

5 地下水について

地下水の水質や水位を調査項目に加えると同時に、それによって地下水の動向を把握しておくこと。

6 土壌について

調査項目は、ダイオキシン類に加えて土壌汚染対策法に定める第2種特定有害物質についても調査すること。

7 植物・動物・生態系について

- (1) 調査範囲は、事業予定地及びその周辺に限らず、事業を実施することにより影響が及ぶ恐れのある範囲とすること。
- (2) 生物調査は、専門家から助言を得たり、可能ならば直接依頼するなどして実施すること。
- (3) 動物の調査は各季1回としているが、1回だけの調査では存在確認が難しいことを十分考慮して調査計画を立てること。
- (4) 事業予定地の海側に連続して存在する防風林は、キツネやタヌキ等の中型ほ乳類が移動ルートとして使用している可能性があるため、方法書で調査範囲としている200メートルに限定することなく、その実態を調査し、影響を予測・評価すること。
- (5) 事業予定地内、あるいは周辺地区に存在するススキ原にはカヤネズミの生息が予想されるため、小型哺乳類の捕獲調査に加えてカヤネズミの痕跡(巣)

調査を実施すること。

- (6) 光がアカウミガメの産卵の妨げとなるのは明らかなので、工事中、供用時の施設及び通行車輛からの光について、その対策を準備書に明示すること。
- (7) 海岸から砂防林及び内陸部の一部一帯は、夏鳥、冬鳥等の渡り鳥（主にスズメ目、カッコウ目、ヨタカ目、チドリ目等）の一大渡りルートになっているため、調査を実施すること。
また、渡り鳥の多くは夜間に渡る習性があるため、煙突を含めた施設及び夜間照明はバードストライクの問題を孕んでいることから、その防止策としての施設の配置、窓の位置・大きさ・材質及び光源の位置・光量について適切な対策を検討し、準備書に明示すること。
- (8) 事業予定地及びその周辺に存在する草地は、コジュリン等の鳥の越冬地になっている可能性があるため、調査を実施すること。
- (9) トビは生態系の上位種であることから、注目種として調査を実施すること。
- (10) 事業予定地周辺地区において、ベッコウトンボ等の希少種が過去に確認されている場所は、幼虫も含めた生息環境調査を実施すること。
- (11) 砂防林沿いの海浜部分で、春から夏にかけて茂る海浜植物の中にオオヒョウタンゴミムシや特殊なハンミョウなどが存在する可能性があるため、調査を実施すること。
- (12) 魚類等の水生生物調査を実施しない理由を既存資料等から明確にし、資料等が無い場合には調査を実施すること。
なお、調査を実施するに当たっては、河川にあってはそれが直線的な生息場所であることに鑑み、上、下流への事業の影響範囲をも想定して行うこと。

8 地球環境について

温室効果ガスの予測については、二酸化炭素に加えてメタン及び一酸化二窒素も実施すること。

9 その他

- (1) 新清掃工場・水泳場の建設の意義、完成後の運営方針等を準備書に明示すること。
- (2) 清掃車の搬入・搬出ルート、大会開催時の水泳場へのアクセスルート及びその予測交通量を準備書に明示すること。
- (3) 新清掃工場は北部清掃工場の代替施設なので、両工場の大気環境に与える負荷を比較し、準備書に明示すること。
なお、新清掃工場が稼動することによって、南部清掃工場の稼働状況に影響を与える場合は、大気環境への負荷の変化も併せて準備書に明示すること。
- (4) 新清掃工場敷地内の緑化については、調整池を含めて、現在植生及び潜在植生による復元に配慮したものとし、その計画について準備書に明示すること。
- (5) 農作物へのダイオキシン類の長期的な影響について、将来的に考察ができるよう十分な基礎調査を実施すること。

以上